

緊急時・事故防止・感染症  
・防災・災害時及び防犯対応  
マニュアル

放課後等デイサービス つぐみ

## 1 緊急時対応

事故、トラブル発生時の対応

サービス提供中に事故・トラブル発生

利用者の状態を確認 ⇒ 保護者への連絡

救急搬送の手配

保護者と連絡が取れずやむを得ないと判断した場合には救急搬送の手配を優先させる。

↓

事故報告書の作成

↓

原因究明と再発防止への取り組み

## 2 事故防止対応

- ・利用者一人ひとりの特性や心身の状態から、どのような事故が起こり得るかを日々のミーティングで職員全体が常に共有し、利用者が安心・安全にサービスを利用することが出来るよう努めるものとする。
- ・公園等への移動時には児童の動きに注視し、事故や怪我のないよう気をつけて移動を行う。
- ・事業所での車の乗り降りは必ず、事業所前で行い、職員2名での見守りのもと行う。
- ・利用者が降車した後には、全員降車していることを確認する。
- ・利用者が車に乗車する際には、必ずシートベルトを着用する。
- ・職員は車の運転中は交通ルールを守り、安全運転を心がける。
- ・送迎時には安全面から利用者は助手席には乗せない。
- ・事業所内のおもちゃ等、破損がある等、怪我のおそれのある物はよける。
- ・はさみやカッター等、怪我をする可能性の高い道具の管理をしっかりと行う。
- ・食物アレルギーについては、利用開始時に確認をし、職員全体で共有する。

### 3 感染症対応

感染症予防や健康維持のため、常に清潔を心がけ、手洗い、うがい、検温、手指消毒の励行、室内の換気等を実施していく。

(1) 疾病の可能性のある利用者が出席の場合

⇒体調、体温を確認し、保護者に連絡する。

(2) 上記(1)の事後対応

管理者より当事者の保護者に連絡・利用者の病状、経過、感染症及び伝染病でないかの聞き取りを行う

#### 主な感染症

##### □インフルエンザ

###### 主な症状

・感染後 1～4 日間の潜伏期間を経て、突然の高熱が 3～4 日間続く。

倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛を伴い、咽頭痛、咳、鼻水があり、およそ 1 週間の経過で軽快する。

また、肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症を併発する可能性がある

・また実際は感染している全く症状のない不顕性感染症例や単なる風邪としか認識していない軽症例も存在すので注意が必要。

##### □感染性胃腸炎(ノロウイルス)

###### 主な症状

・感染者の嘔吐物や糞便を適切に処理せず残存させることにより感染し発熱等の症状が出る。

・潜伏機関は 12～48 時間で、嘔吐、下痢、腹痛発熱等の症状が出る。

通常 3 日以内に回復するが、嘔吐、下痢が頻繁にある場合は脱水症状を起こす可能性があるので、排尿があるかどうかの確認が必要。

###### 処理方法

アルコール消毒の効果は期待できず次亜塩素ナトリウム消毒が最も効果的。

## □新型コロナウイルス感染症

### 主な症状

- ・発熱や喉の痛み、咳が長引く、強い倦怠感。

新型コロナウイルスに感染しない様にするために。

手洗いとマスクの着用の励行。

室内では換気を行い大きな声を出さず、密にならないようにする。

ドアノブ、トイレ、机等は適時アルコール消毒を行う。

## 4 防災・災害時及び防犯対応

(1) 以下の担当者を決め、管理者は当日勤務の職員に周知させる。

- ① 責任者⇒消防署、警察署、病院等への通報担当…不在の場合は担当者 A
- ② 担当者 A・B⇒避難誘導、人員点呼…常勤職員が担当
- ③ 担当者 C⇒救急車の誘導…非常勤職員が担当

(2) ケーススタディ

① 疾病、怪我への対応

- ・A が適任者に(もしくは A 本人が)応急処置の指示をする(行う)
- ・すみやかに 119 番通報を行う
- ・C は A の指示のもと救急車の誘導を行うため、室外で待機する

② 火災への対応

- ・管理者は 119 番通報を行う
  - ・B、C は出火場所から速やかに利用者を戸外に避難させ人員点呼を行う
  - ・A は他の職員と共に消火器による消火活動を行い消火器の使用後は速やかに屋外へ退避する
- ※出火が著しい時は避難を最優先とする

③ 地震への対応

- ・地震発生時は机の下等で揺れが収まるのを待つ
- ・A(もしくは B が)戸外(施設隣の駐車場)への避難指示を全員に伝える
- ・C は戸外で人員点呼を行い A に報告する
- ・A は現状を把握し緊急避難場所である花園 1 号公園への移動を全員に伝える
- ・管理者は緊急連絡先名簿を携帯し花園 1 同号公園への一時避難が完了した時点で各保護者に現状を報告
- ・保護者と連絡が取れない場合は最大限の安全を確保して、事業所もしくは避難所(和坂小学校)で待機

④ 風水害への対応

- ・開所後に天候の変化等によって風水害が予想される場合には、保護者に連絡の上、早めの送りや保護者による迎えで利用者の安全を確保する。

※事前に警報が発令されている場合には保護者へ連絡の上、安全を確保して早めの送迎を行う。

※保護者と連絡がつかない場合等は、事業所で待機をするが、事業所への浸水等が予想される場合には、和坂小学校へ避難する。

・大雨等で事業所の床上に浸水した場合、事業所の建物の 2 階廊下に避難する。

(状況を見て、和坂小学校へ避難を行う。)

・地震による津波での水害が予想される場合には、事業所建物の 3 階廊下へ避難を行う。

(状況を見て、和坂小学校へ避難を行う。)

## ⑤ 不審者への対応

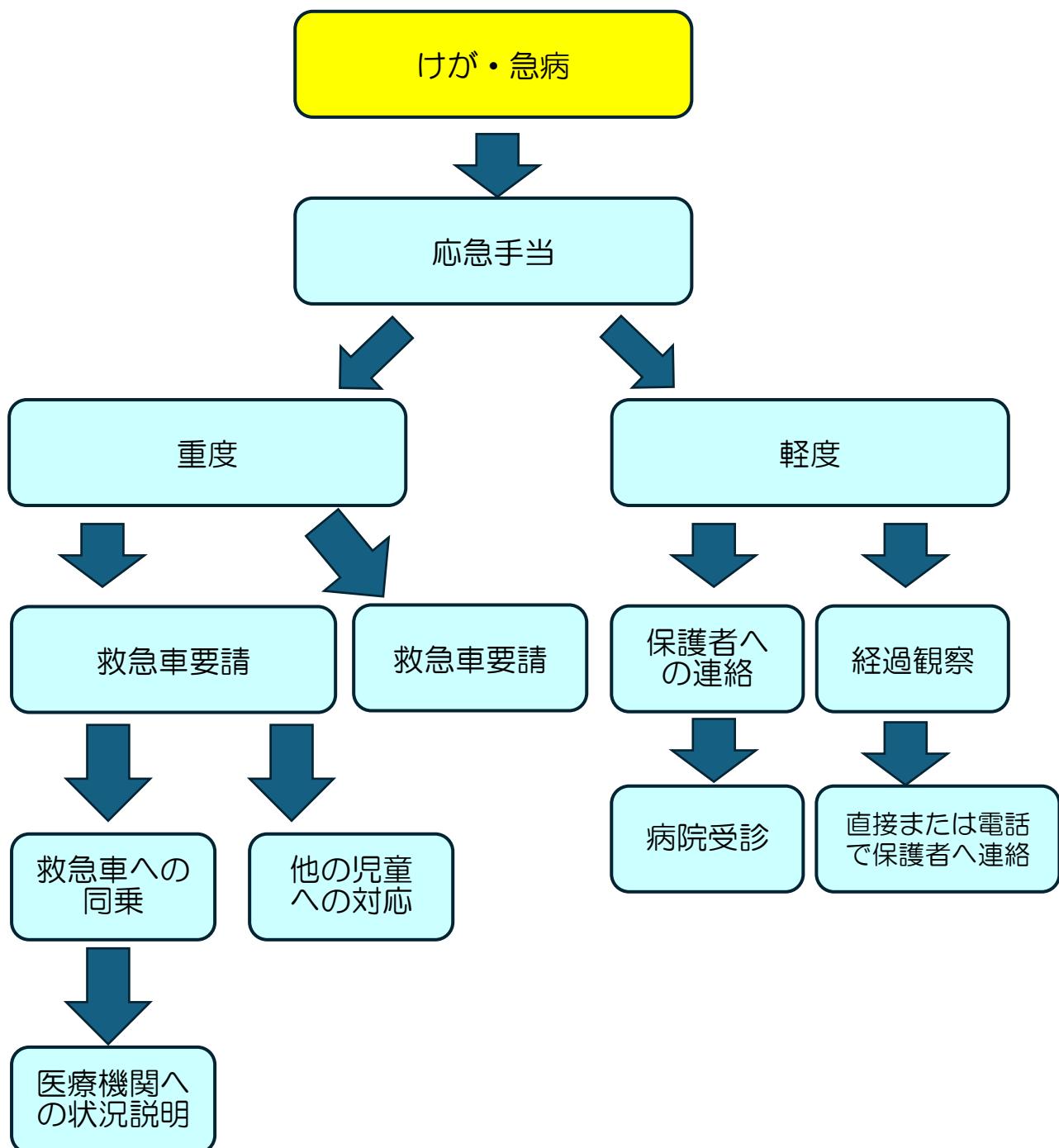
・Aを中心に A の指示のもと不審者の侵入を阻止

・不審者の状況により A が判断して、避難場所を職員全員に伝える。

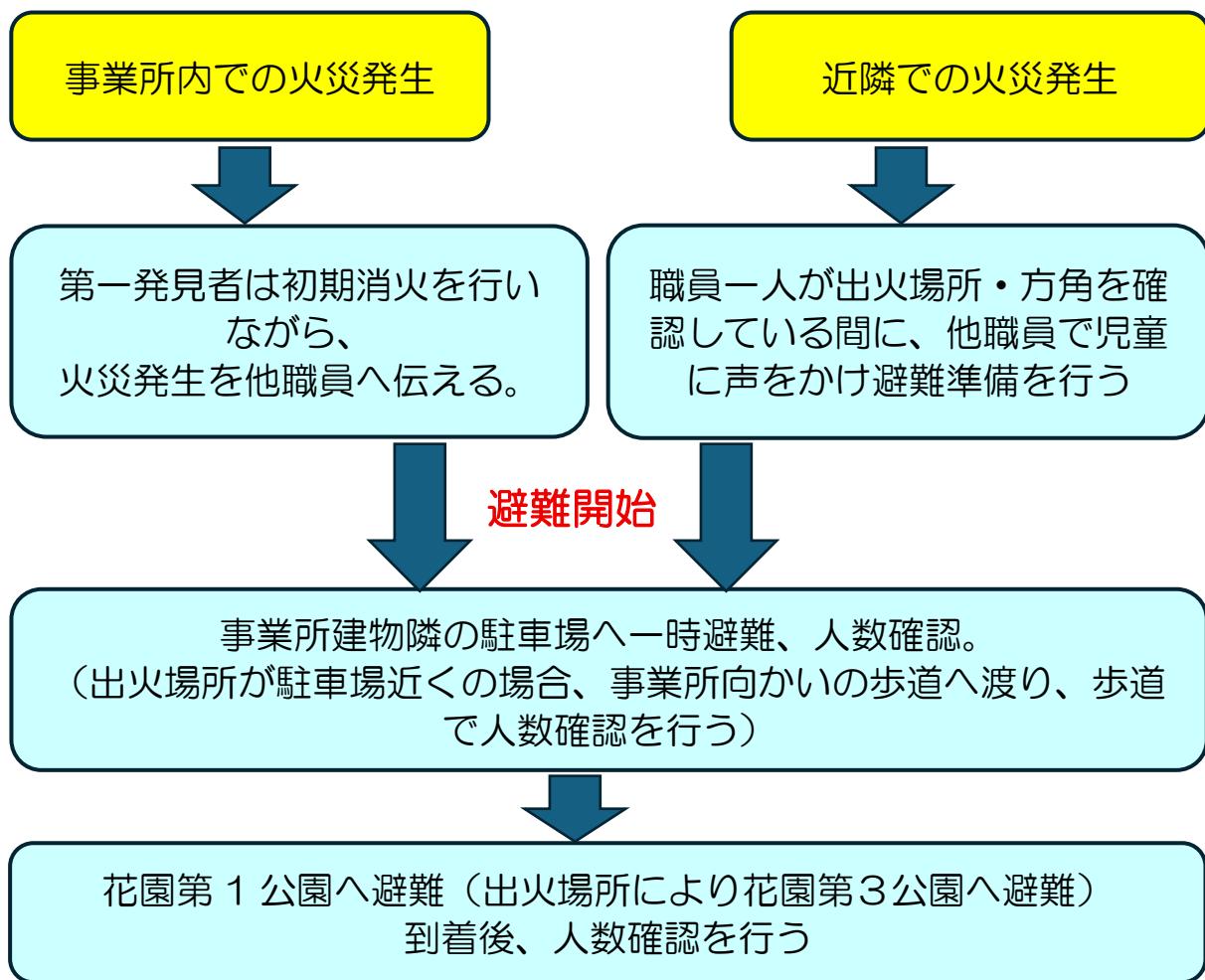
※不審者が出入口を塞ぎ避難が困難な場合には、机などでバリケードを作った中に利用者を避難させる

## 緊急時フローチャート

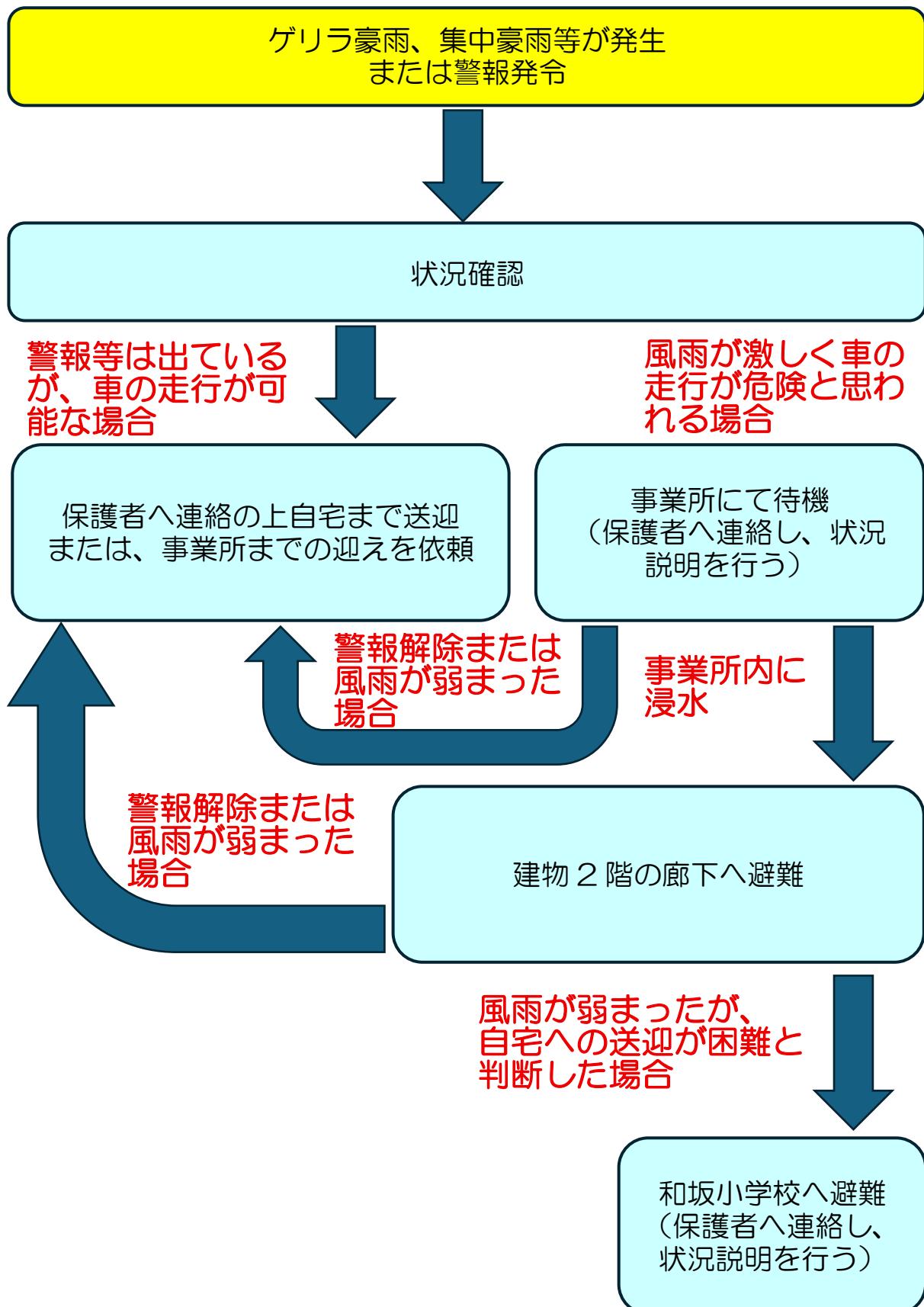
けが・急病発生時



事業所内火災や近隣での火災発生時



大雨等による水害発生時



## 関係防災情報一覧

情報	機関	機関名	電話番号
行政機関	消防	明石市消防局	078-921-0119
	市	明石市役所	078-912-1111
交通情報	道路	日本道路交通情報センター	050-3369-6666
	電気	関西電力	0800-777-3081 050-3085-3081

## 緊急連絡先

つぐみ携帯:070-6605-0033

## 緊急避難先

花園 1 号公園

災害発生時、つぐみ隣の駐車場に一旦避難し、安全確認をした後、緊急避難先の花園 1 号公園へ移動します。

